

2019.11.01

ESG リスクトピックス <2019 年度第 7 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

アマゾンが CO2 排出量ネットゼロを 2040 年までに達成する自主的誓約「Climate Pledge」発足

IT 大手アマゾン（米）は 9 月 19 日、Global Optimism と共に、二酸化炭素排出量ネットゼロを 2040 年に達成するという自主的誓約、「Climate Pledge」を発足させ、同社が最初の署名企業となったことを発表した。二酸化炭素排出量ネットゼロの達成時期として、パリ協定では 21 世紀後半、IPCC の 1.5°C 特別報告書では 2050 年が示されており、「Climate Pledge」ではそれらより早い達成を目指している。なお誓約企業は「定期的な二酸化炭素排出量の測定と報告」など 3 つの事項を実施する必要がある。

この自主的誓約の発足は、2019 年 5 月の株主総会に同社従業員が株主として提出した、化石燃料への依存を減らすことを求めた株主提案に対する動きと考えられる。この株主提案は否決されているものの、同社の気候変動対策の目標を不服とする 7,500 名以上の従業員が署名している。

（参考情報：2019 年 9 月 19 日付 Amazon 社 HP：

<https://press.aboutamazon.com/news-releases/news-release-details/amazon-co-founds-climate-pledge-setting-goal-meet-paris/>）

■ 気候変動 ■

SASB と CDSB が TCFD グッドプラクティスハンドブックを発表

SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）*および CDSB（気候変動開示基準委員会）**は 9 月 23 日、ニューヨーク気候行動サミットの開催に合わせ、「TCFD***グッドプラクティスハンドブック」を発表した。2019 年 5 月に発表された TCFD 実施ガイドの補足資料となるものである。

同ハンドブックは、TCFD 提言に基づく情報開示の好事例を掲載しており、企業がその財務上重要な気候関連のリスク・機会について、投資家へより効果的に開示する方法を学べるものとなっている。好事例は G20 各国から収集され、日本企業では富士通の事例が掲載されている。

* 企業が財務上重要なサステナビリティ情報を投資家に対して伝えるための情報開示基準を設定している非営利組織。

** 企業の気候変動情報開示の標準化に向けた国際フレームワークを構築し、有価証券報告書などにおける気候変動情報の開示を進めている非営利組織。

***気候関連財務情報開示タスクフォース。企業に対して、気候変動に関連する財務上のリスク・機会について情報開示するよう提言（TCFD 提言）を発表した。

（参考情報：2019 年 9 月 23 日付 CDSB HP：

<https://www.cdsb.net/task-force/952/major-standards-setters-release-tcfd-good-practice-handbook>）

Social—社会—

■ ガバナンス ■

経済産業省が「デジタルガバナンス・コード」を公表、企業が目指すべき DX 推進の行動指針を示す

経済産業省は9月17日、企業のDX*推進の行動指針となる「デジタルガバナンス・コード」を公表した。わが国の産業界では、部門単位でのバラバラなITシステム運用等により、国際競争力の低下が懸念されている。また、日本企業のIT関連予算の8割は現行ビジネスの維持・運営（守りのIT投資）に割り当てられ、欧米に比べて将来の成長に向けた攻めのIT投資が不十分である点等が指摘されている。政府は、本コードを通じ企業のITシステム構築・活用への経営の関与を高め、攻めのIT投資を現在の2割から倍増させ4割程度まで引き上げたい考え。

* デジタルトランスフォーメーション。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（参考情報：2019年9月17日付 経済産業省 HP：

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_governance/190917_report.html）

■ 顧客満足 ■

経済産業省が JISQ10001～10003 を改正

経済産業省は9月20日、企業などの組織が顧客満足に対する取組みを行うための指針を示した三つのJIS*を改正した。今回の改正の主なポイントは以下の通り。

- ・基本原則において「公開性」「正確性」のレベルをさらに高め、「透明性」「情報の完全性」に変更
- ・枠組みにおいて、「組織の状況」を考慮することを追加
- ・「リーダーシップ」の重要性をより強調する内容に変更

企業においては、顧客満足及び企業評価の維持・向上のため、これらの規格を活用し、効果的かつ効率的に苦情対応及び紛争解決プロセスを確立していくことが期待される。

- * JIS Q 10001：組織の顧客満足行動規範の計画、設計、開発、実施、維持及び改善のための指針
- JIS Q 10002：組織内部における製品及びサービスに関連する苦情プロセスについての指針
- JIS Q 10003：組織内部で解決されなかった苦情に対する効果的かつ効率的な紛争解決プロセスについての指針

（参考情報：2019年9月20日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190920001/20190920001.html>）

■ 食品ロス ■

世界の食品大手 10 社が 2030 年までに食品ロスを半減するイニシアティブ「10x20x30」を立ち上げ

世界の食品大手10社*は9月24日、2030年までに食品ロスと食品廃棄物の半減を目指すイニシアティブ「10x20x30」を立ち上げた。サプライヤーと連携し、サプライチェーン全体で食品ロスを半減させ、持続可能な開発目標（SDGs）の「ターゲット12.3**」の達成を目指す。現在、食品ロスは年間10億t以上に上り、9,400億米ドルの損失額に相当、世界の二酸化炭素排出量の8%を占める一方、世界人口の9人に1人が栄養不足にある。

- * AEON, Ahold Delhaize, IKEA Food, Kroger, METRO AG, Pick n Pay, The Savola Group, Sodexo, Tesco, Walmart の10社。
- ** SDGsの12番目のゴール「つくる責任 つかう責任」の3番目のターゲットで、食品ロスの半減をめざすもの。

（参考情報：2019年9月24日付 CHAMPIONS 12.3 HP：

<https://champions123.org/2019/09/23/release-major-food-retailers-providers-join-new-10x20x30-food-loss-and-waste-initiative/>）

Governance－ガバナンス－

■ ガバナンス ■

金融庁が内部統制監査報告書の記載内容改訂案を公表、企業の不正会計対策強化が主眼

金融庁は9月6日、内部統制監査報告書の記載内容の改訂案を公表した。同改訂案のポイントは、以下の通り。

- ・監査法人による意見記載箇所を内部統制監査報告書冒頭に変更
- ・「経営者の責任」のタイトルを「経営者及び監査役等の責任」に変更
- ・財務報告に係る内部統制について監査役の責任を明示

企業の不正会計が相次いだことを受けて、投資家などへの監査関連情報の提供を充実させる。改訂基準は2020年3月期決算から適用される。

(参考情報：2019年9月6日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190904-1.html#besshi>)

■ ガバナンス ■

金融庁が「スチュワードシップ・コード」改訂に向けた検討を開始

金融庁は10月2日、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会を開催し、コード改定に向けた検討を開始した。

これは、本年4月24日に公表された意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」を踏まえ、2020年度内にスチュワードシップ・コードの更なる改訂を行うことを目指し、開催するもの。

検討会では、同意見書において指摘された「投資家と企業の対話の質の向上」の観点から、様々な市場参加者（運用機関、企業年金等のアセットオーナー、議決権行使助言会社等）におけるスチュワードシップ・コードへの理解促進を含め、インベストメント・チェーン全体の機能向上を視野に入れた検討が進められる予定。

(参考情報：2019年10月2日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/siryou/20191002.html>)

■ ガバナンス ■

公正取引委員会が企業合併審査時の独占禁止法適用の考え方などを示したガイドラインの改定案を公表

公正取引委員会は10月4日、企業合併審査時の独占禁止法適用の考え方などを示したガイドラインの改定案を公表した。従来の市場シェアに加えて、企業が保有する「データ」の量と質も合併審査の対象に追加した。顧客情報などを活用してビジネスを展開する巨大IT企業がデータを独占し市場競争を阻害するのを防ぐ。パブリックコメントを経て年内の指針改定を見込む。

(参考情報：2019年10月4日付 公正取引委員会 HP：
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191004kaisei.html>)

全般・その他

■ 全般 ■

国連と世界主要 130 行が参加し「責任銀行原則（PRB）」が発足、世界的課題の解決を目指す

国連と 49 か国の銀行 130 行が参加する「責任銀行原則（PRB）」が 9 月 22 日に発足した。参加行は持続可能な開発目標（SDGs）と温暖化対策の国際的枠組み（パリ協定）など世界的な課題解決を含む 6 項目について事業運営での実践を求められる。参加全行の資産総額は約 47 兆米ドル。日本からは三井住友フィナンシャルグループなどメガバンク 3 行と三井住友トラスト・ホールディングスが参加する。

（参考情報：2019 年 9 月 22 日付 UNEP HP：<https://www.unepfi.org/banking/bankingprinciples/>）

■ 全般 ■

経済産業省が日本企業における新規事業創出のための指針を公表、経営者の役割強調。

経済産業省は 10 月 4 日、日本企業が新規事業の創造に際して直面する課題とその解決に向けた具体的行動をまとめた、「日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針」を公表した。本指針では、未来価値（ビジョン）を発信し社内外に共感させること、社会における自社の存在意義を問い直すなど、行動指針を 7 つ示すとともに、その実行に向けた経営トップの強い意志と覚悟を求めている。

（参考情報：2019 年 10 月 4 日付 経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191004003/20191004003.html>）

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

OGPIF がポートフォリオの気候変動リスク分析結果を公表

(参考情報：2019 年 8 月 19 日付 GPIF プレスリリース ほか)

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は 8 月 19 日に、「GPIF ポートフォリオの気候変動リスク分析」と題するレポートを公表した。GPIF にとって、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) *の提言に沿った初の気候関連情報の開示となる。

同報告書は GPIF の保有する国内外の株式と債券について、ポートフォリオの加重平均炭素強度**、化石燃料関連事業への依存度、電源構成割合、2℃シナリオ下の炭素価格による財務影響などの移行リスクに焦点を当てた様々な指標を開示している。注視したい点は、投資先各社の温室効果ガス削減目標を勘案して、2023 年までの GHG 排出量を推計したところ、GPIF のポートフォリオは「3℃以上シナリオ」に一致したという結論である。

我が国最大の機関投資家である GPIF が、率先して気候変動リスク分析を行い、開示した意義は大きい。

OPRI が新しい気候変動シナリオを公表

国連責任投資原則 (PRI) は 9 月 10 日、気候変動に関する新シナリオ「将来政策シナリオ (FPS)」を公表した。

近年では TCFD の提言を踏まえて、様々な組織が気候変動シナリオ分析手法を提案しているが、その多くは 2℃シナリオとして国際エネルギー機関 (IEA) の「持続可能な開発シナリオ (SDS)」や「Beyond 2℃シナリオ (B2DS)」に準じている。これらのシナリオは徐々に政策を強化し、パリ協定を順守する内容であるが、各国の気候政策の遅れを踏まえて、より現実的なケースとして 2020 年代前半に急激な政策転換が起こるショックシナリオも意識され始めている。前々月号の記事「英国、2021 年に金融機関の気候変動ストレステストを実施」では、イングランド銀行が保険会社に課すストレステストのシナリオの 1 つに、2022 年に急激な政策転換が発生するケースが含まれていることを報じた。今回発表された FPS は、そのようなニーズに応えた内容となっている。

* 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の略称であり、2017 年 6 月に投資家や企業が気候変動による事業リスクと機会について評価、開示し、経営判断に組み込むための枠組みを提言する報告書を公表した。TCFD の提言に対して、2019 年 9 月時点で 873 の企業、法人、政府機関が賛同を表明している。

** ポートフォリオ内の各企業の CO2 売上原単位を、各企業の保有割合で加重平均した数値。TCFD が投資家に対して推奨している指標。

Q&A



Question

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、有価証券報告書上の「事業等のリスク」の記載の拡充が求められています。具体的にどのような記載が求められているのでしょうか？また、リスクマネジメント所管部門として、どのように対応すればよいのでしょうか？

Answer

2018 年 6 月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下、「DWG 報告」という）において、「財務情報及び記述情報の充実」「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に向け、適切な制度整備を行うべきとの提言がなされたことを踏まえ、2019 年 1 月 31 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正、施行されました。当該改正内容のうち、「事業等のリスク」の記載に関する項目は 2020 年 3 月 31 日以降に終了する事業年度から適用となります。

また、3 月 19 日に公表された「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」（以下、「好事例集」という）においても、「事業等のリスク」の開示の考え方、望ましい開示に向けた取組とその実例が紹介されています。

本項では、上記改正によって企業に求められている記載事項と対応および改正への対応実務においてリスクマネジメント部門が果たすべき役割および対応のポイントについて解説します。

なお、他の改正点については、CSR・ERM トピックス 2018 年度第 12 号にて概要をご紹介します。

1. 事業等のリスクに求められる記載と企業としての対応

有価証券報告書におけるリスク情報の開示は 2003 年 3 月期より導入され、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的、分かりやすく、かつ簡潔に記載するよう企業に求めてきました。しかし、DWG 報告において指摘されているとおり、多くの企業の開示内容について、現状以下のような課題が存在します。

- ・ 一般的なリスクの羅列となっている
- ・ 数年間記載に変化がなく、外部環境の変化が反映されていない
- ・ 経営戦略や MD&A* とリスクの関係が明確でなく、投資判断に影響を与えるリスクが読み取りにくい

これらの課題を解決し、投資家の判断に資する情報を提供するため、今回改正された内閣府令では、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて具体的に記載すること、そして、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮し、分かりやすく記載することを求めています。記載する内容として例示列挙されている項目とポイントは以下のとおりです。

① 顕在化する可能性の程度や時期

顕在化する可能性の程度については、「高い・低い」といった定性的表現、確率などの定量的表現、「30 年以内に一度」といった頻度などの評価方法が考えられます。また、時期については、将来起きる特定の事象に伴って顕在化するリスクであれば、比較的記載しやすいものと考えられ

ます（例：2020年東京オリンピック開催により生じるリスク）。また、当該項目の記載にあたっては、リスクの顕在化の切迫性もあわせて考慮することが肝要です。たとえば、「30年以内に70%の確率で起こる」とされる首都直下地震は発生する頻度は決して多くない一方で、「いつ起きてもおかしくない」という観点で、切迫性は高いといえます。

②顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容

影響の内容については、定量的な記載に限られない旨が金融庁の考え方として示されています。しかし、具体的な金額等を記載しない場合であっても、経営成績等、あるいは経営戦略の実現に対して当該リスクの顕在化がどのような影響を与えるか、具体的に記載することが求められます。たとえば、好事例集では、リスクの顕在化によって影響が生じる財務諸表上の勘定科目について記載した例が取り上げられています。

③リスクへの対応策

好事例集で紹介されている例では、ヘッジ取引の採用、保険の付保など、リスクファイナンスに関する対策が中心となっていますが、リスクの顕在化による影響が財務的影響だけに限られないこと等から、リスクの特性に応じた多様な対応策を検討・実行し、記載することが望ましいといえます。

また、記述情報の開示に関する原則では、事業等のリスクについて、「翌期以降の事業運営に影響を及ぼし得るリスクのうち、経営者の視点から重要と考えるものをその重要度に応じて説明するもの」との考え方を示したうえで、望ましい開示に向けた取組について、以下のとおり示しています。

- ・一般的なリスクの羅列ではなく、投資家の判断に重大な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載すること
- ・取締役会や経営会議において各リスクの重要性をどのように判断しているか、投資家が理解できるように説明すること
- ・リスクの記載の順序については、取締役会や経営会議における重要度の判断を反映すること
- ・リスク管理上用いている区分（例：市場リスク、品質リスク、コンプライアンスリスク等）に応じた記載など、適切な区分ごとに情報を開示すること

今回の改正の背景である DWG 報告において、積極的な開示のためには、企業として経営戦略・財務状況・リスク等の課題についての明確な考えを持つことが必要であると指摘されています。つまり、今回の改正において企業には「何をリスクと考えるか」「自社として何を守りたいのか」について、企業としての考え方を明確化すること、そしてその考え方に沿ったリスクアセスメント・リスク対応の実施が求められているといえます。

それでは、企業として求められる対応を実現するために、リスクマネジメント所管部門はどのように取り組めばよいのでしょうか。

2. リスクマネジメント所管部門に求められる対応

（1）IR 担当部門との連携

前項で紹介したとおり、事業等のリスクについて、企業固有の状況と経営者によるリスクの重要度判断を反映した具体的内容の記載が求められていますが、これらの情報を IR 担当部門のみで収集・分析することは非常に困難です。今回の改正によって求められているのは、全社的なリスクマネジメント活動における「リスクアセスメントの実施→重要リスクの選定→重要リスクへの

対応→対応状況のモニタリング」という一連のステップにおける検討結果、実施内容を開示情報に反映することであり、リスクマネジメント所管部門には、IR 担当部門と積極的に連携を取り、有価証券報告書の事業等のリスクへの記載事項の材料となる情報を共有し、事業等のリスクの記載実務を適宜支援することが求められます。

(2) リスクマネジメントの PDCA サイクルの見直し

今回の改正は、記述情報の積極的かつ具体的な開示を求めると同時に、企業に対して当該開示を可能にするためのより実効的なリスクマネジメントを求めるものと捉えられます。そのため、現状のリスクマネジメントの PDCA サイクルについて、見直すべき部分がないか再評価することも重要です。

特に、全社的なリスクアセスメントの実施過程やアウトプットについて、事業等のリスクとして求められる記載内容が網羅されているか確認することが推奨されます。確認の主なポイントは以下のとおりです。

- ・外部・内部環境の変化を捉えたうえで、それらの環境の変化がリスクに与える影響を考慮しているか
- ・リスクアセスメントの各段階において経営方針・経営戦略との関連性を考慮しているか
- ・リスクが顕在化するシナリオを具体的に描けているか
- ・リスクの評価基準が経営者の目線（企業として何を守らなければならないか）と整合しているか
- ・重要リスクの選定理由（当該リスクの重要度の判断根拠）が明確になっているか
- ・重要リスクの最終的な選定が経営層の判断によって行われているか

終わりに

今回の改正は、直接的には有価証券報告書の記載内容の具体化に対する要請です。しかし、事業等のリスクについて、重要度を判断のうえ、投資家にとってわかりやすい記載とするためには、その裏付けとなる「中身の伴ったリスクマネジメント活動」が必要不可欠です。リスク情報の開示についての考え方の本質を踏まえたうえで、改正対応の一環として貴社のリスクマネジメントの実効性向上に取り組まれることをお勧めします。

* 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（Management Discussion and Analysis）。有価証券報告書の「事業の状況」の1項目として、開示が求められている。

リスクマネジメント第三部 統合リスクマネジメントグループ
主任コンサルタント 多田 彩乃

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部

TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）

TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

＜危機管理・コンプライアンスグループ＞

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

＜サステナビリティグループ＞

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

＜統合リスクマネジメントグループ＞

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019